

広島県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持する重要性が高まっている。このため、地域において関係機関が連携し、出向の情報やノウハウの共有、送
出企業や受入企業の開拓等を推進することを目的として、広島県在籍型出向等支援協
議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は、別紙1のとおり、経済団体、労働団体、金融機関、出向支
援組織、関係団体及び行政機関の各機関とする。

なお、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 地域協議会の開催

地域協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催
できるものとする。

4 協議事項

地域協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

5 事務局

地域協議会の事務局は、広島労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、
原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

広島県在籍型出向等支援協議会構成員

区 分	機関・団体名
経 済 団 体	広島県経営者協会
	広島県商工会議所連合会
	広島県中小企業団体中央会
	広島県商工会連合会
労 働 団 体	日本労働組合総連合会広島県連合会
金 融 機 関	広島銀行(ひろぎんヒューマンリソース株式会社)
	もみじ銀行
出 向 支 援 組 織	公益財団法人 産業雇用安定センター広島事務所
関 係 団 体	広島県社会保険労務士会
行 政 機 関	中国経済産業局
	中国地方整備局
	中国運輸局
	大阪航空局
	広島県
	広島労働局(事務局)